

新型コロナウイルス感染症に関する政府の水際対策強化に係る新たな措置

令和2年4月1日

1. 入国拒否対象地域の追加

現在、中国湖北省、浙江省、韓国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、アイスランド全域、サンマリノ全域、イラン全域、欧州21か国の全域（注1）からの入国制限措置が講じられていますが、対象地域が新たに追加されました。本件取扱いについては、4月3日午前0時から当分の間、実施します。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した方も対象となります。

（注1）：アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

新たに追加された対象地域は以下のとおりです。

【過去14日以内に滞在していた場合、上陸拒否の措置が講じられる地域】

アルバニア、アルメニア、イスラエル、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、オーストラリア、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、シンガポール、スロバキア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドミニカ、トルコ、ニュージーランド、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポーランド、マレーシア、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モリシャス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

（注2）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で73か国・地域となります。

（注3）4月2日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとします。4月3日以降に出国する者については、この限りではありません。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっておりません。

2. 検疫の強化

（1）14日以内に上記1.の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者については、PCR検査の実施対象となります。なお、本措置の以前に入国拒否対象として指定された地域に14日以内に滞在歴のある入国者についても、これまでの運用と同様に、PCR検査の実施対象となります。

（2）全ての地域からの入国者に対して、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことが要請されます。この措置は4月3日午前0時以降に本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施します。右期間は、更新することができます。

3. 査証の制限等

(1) 上記1. の国・地域を除く全ての国に所在する日本国大使館又は総領事館で4月2日までに発給された一次・数次査証の効力を停止します。

(2) 上記1. の国・地域を除く全ての国・地域に対する査証免除措置を順次停止します。

(3) 上記1. の国・地域との間のものを除く全ての APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止します。

(注4) 第20回及び第23回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年3月18日及び26日開催)において決定した査証の制限等の措置が適用されている国・地域については、その措置を4月末日までの間、引き続き実施します。

上記の措置は、4月3日午前0時から4月末日までの間、実施します。右期間は、更新することができます。

質問票

氏名 _____ 男 女

生年月日 _____

国籍 _____ 旅券番号 _____

以下の質問に答えて、該当欄口に✓（チェック）を記入して下さい。

質問 1

訪日予定日前 14日以内に、以下の国／地域のいずれかに滞在していましたか。

滞在していた 滞在していない

質問 2

査証発給後、訪日予定日前 14日以内に、以下の国／地域のいずれかに滞在する予定がありますか。

予定がある 予定がない

○アジア地域

インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国(含:香港、マカオ)、台湾、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

○大洋州

豪州、ニュージーランド

○北米

米国、カナダ

○中南米

エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア

○中東地域

イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン

○欧州地域

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

○アフリカ地域

エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請人署名 _____

※本質問票に虚偽の申告を行った場合、査証発給拒否となり、同一目的では6か月間査証申請が受理されません。また査証発給後に虚偽の申告が判明した場合は査証が取り消されます。

※日本入国時に虚偽の申告を行った場合、出入国管理及び難民認定法の規定により、日本への入国が拒否されます。入国後に判明した場合、同法により、3年以下の懲役若しくは禁錮、又は300万円以下の罰金が科されます。またその際は、在留資格が取り消され、退去強制の対象となる場合があります。